



情報ボックス

高齢運転者への認知機能検査の強化を盛り込んだ 道路交通法改正試案に日本精神神経学会が意見書

運転能力の残存する高齢者から運転を奪いかねないなどとし、
改正見送りを要望

公益社団法人日本精神神経学会は2月3日、警察庁が公表した75歳以上の運転免許保有者に認知機能検査を強化することを盛り込んだ道路交通法改正試案に対する意見書を提出した。

高齢運転者による交通事故の多発を受けてまとめられた改正試案では、75歳以上の運転免許保有者への認知機能検査を強化し、認知機能低下のおそれがある場合、医師の診断書の提出を義務づけ、認知症と診断されれば、免許取り消しや停止処分となる。また、道路の逆走や信号無視など一定の違反を行った場合も、臨時の検査を実施する方針。これに対し、「大きな驚きと疑問を禁じ得ない」と異議を唱えた。

特定病名を挙げて免許の制限を行うことは病者への差別とする同学会は、高齢化で認知機能低下者の比率が高くなり、事故比率が上がることは推察できるとする一方、それを理由に「その集団全体の運転を制限して良いかと言えば、それは別の問題」と指摘した。免許保有者10万人あたりの死亡事故件数は、75歳以上では10.8件と75歳未満の約2.5倍に上るが、「これは高齢者の増加に伴って必然的に生じるもの」「死亡事故に限らず人身事故全般に広げれば10歳代や20歳代の若年者の方が高いというデータもある。だからと言って、若年者の運転や免許取得を制限しようという議論にならないことから、このことの問題性は明らか」と断じた。

また、認知症の診断において医師は、短期記憶の認知機能障害を重視するが、これはアルツハイマー型認知症の初期症状の認定あるいは進行度の判断に有用としつつも、「記憶障害自体が運転に与える影響は小さい」とした。さらに、病気を見落とさないように、医師は疑い者も含めて診断する傾向があると指摘。そのため、「運転能力が残されているにもかかわらず、それが制限されてしまう者を生じさせる可能性が極めて大きい」と主張した。

診断にあたる医師については、運転免許の制限等の処分直結する公的な性格を有するため、公安委員会指定の医師に施行させるのが妥当と指摘。しかし、平成25年度中に現行法による認知機能検査で「認

知症のおそれあり」と判断されたのは3万4,716人に上ったことから、多数を診断する医師をどのように確保するのか、その方策が示されていないと疑問を呈した。加えて、主治医がいればそれに委ねる方法もあるが、「主治医がこうした診断に精通しているとは限らない上、もし仮にその診断結果が本人の意に沿わないものであった場合、治療関係を破壊し、医療中断を招きかねない」とも指摘した。

これらの点から、①実効が保証されずかえって運転能力の残存する高齢者から運転を奪うことにつながりかねない、②短期記憶と運転能力が直結しない以上、運転適否の判断は警察・公安委員会が個別に判断すべき——として改正試案のうち、高齢者対策の部分については拙速であり、改正を見送り、当事者団体や医療関係団体、司法関係者、有識者などによる検討会で十分な議論を行うことを要望した。

平成26年の交通事故死者数4,113人 14年連続減少も、高齢者が半数以上を占める

最悪だった昭和45年の1万6,765人からは、1万2,652人も減少

警察庁交通局交通企画課は1月5日、平成26年中の交通事故死者数を公表した。

平成26年中の交通事故死者数は4,113人で、前年比で260人、5.9%減少し、14年連続の減少となった。死者数が最悪だった昭和45年の1万6,765人からは、1万2,652人も減少している。一日平均の死者数は11.27人で、2時間8分に1人が交通事故で死亡していることになる。死亡数が多い都道府県は、愛知県204人、神奈川県185人、千葉県・兵庫県182人、埼玉県173人。原付バイク以上運転者（第一当事者）の飲酒運転による死亡事故は227件で、記録が残っている平成2年以降では最小となった。一方、高齢者の死者数は2,193人で、前年比で4.8%減ったが、全年齢の53.3%を占めている。

介護施設従事者による高齢者虐待221件 前年より42.6%増加し、過去最多

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」を公表

厚生労働省老健局認知症・虐待防止対策推進室は2月6日、「平成25年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」を公表した。

それによると、養介護施設従事者等による虐待について市町村が相談・通報を受けたのは962件、うち虐待と判断されたのは221件で、件数は前年より66件、42.6%増加し、ともに過去最多となった。虐

待が認められた施設等の種別は、特別養護老人ホーム69件(31.2%)、グループホーム34件(15.4%)、介護老人保健施設26件(11.8%)、有料老人ホーム26件(11.8%)。虐待の種別は、被虐待高齢者402人のうち、身体的虐待258人(64.2%)、心理的虐待132人(32.8%)、介護等放棄67人(16.7%)だった。入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係を見ると、被虐待者に認知症がある場合で「自立度Ⅳ/M」の場合、身体的虐待を受ける割合がとくに高かった。

一方、養護者(家族等)による虐待についての相談・通報件数は2万5,310件、うち虐待と判断されたのは1万5,731件。虐待の発生要因は、虐待者の介護疲れ・介護ストレス1,398件(25.5%)、虐待者の障害・疾病1,221件(22.2%)、家庭における経済的困窮(経済的問題)925件(16.8%)。被虐待高齢者1万6,140人の虐待種別は、身体的虐待1万533人(65.3%)、心理的虐待6,759人(41.9%)、介護等放棄3,602人(22.3%)、経済的虐待3,486人(21.6%)だった。要介護認定済みは1万980人(68.0%)で、要介護1が2,443人(22.2%)、要介護2が2,352人(21.4%)、要介護3以上が4,435人(40.4%)だった。被虐待高齢者のうち、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上は7,730人(70.4%)、要介護認定者における障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上は7,694人(74.1%)だった。虐待者の続柄は、息子が7,143人(41.0%)と最も多く、夫3,349人(19.2%)、娘2,865人(16.4%)が続いた。

子どもの医薬品誤飲事故8,388件 重い中毒症状を呈する薬剤誤飲防止の徹底を要請

厚生労働省が都道府県等に医療機関、薬局への注意喚起、周知徹底を求める

厚生労働省医政局総務課等は昨年12月24日、子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について通知し、都道府県や保健所設置市等に対し、医療機関、薬局への注意喚起、周知徹底を依頼した。

子どもによる大人用医薬品の誤飲が数多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈する向神経薬等の誤飲も認められるとした消費者安全調査委員会報告書「子どもによる医薬品誤飲事故」を踏まえたもの。日本中毒情報センターが2012年に収集したデータによると、5歳以下の子どもの医薬品誤飲事故は8,388件に上り、うち症状が出たものが869件あり、そのなかで子ども本人による誤飲事故は764件に達し、その9割が自宅で起きていた。保護者へのアンケートでは、誤飲事故が認知されておらず、その対処方法を知らない保護者が多いことが明らかに

なっていた。

そこで通知では、子どもが誤飲した場合に重い中毒症状を呈するリスクが高い向神経薬、気管支拡張剤、血圧降下剤、血糖降下剤などを処方、調剤する際には、家庭での適切な保管方法等の情報提供、注意喚起を求めた。また、薬袋等に注意点を記載するなどの対策を講じるとともに、処方・調剤時の対処方法として、誤飲事故の際の相談機関の連絡先等を保護者に情報提供することなどを要請した。

中学生への脳卒中啓発が保護者にも効果 顔面麻痺、呂律困難、片麻痺の正答率が有意に上昇

国立循環器病研究センターが専門誌「Stroke」オンライン版に成果が掲載されたと発表

国立循環器病研究センターは1月8日、同センター脳血管内科の横田千晶医長らの研究チームが中学生への脳卒中啓発で、生徒のみならず、保護者にも効果があることを明らかにした論文が専門誌「Stroke」オンライン版に掲載されたと発表した。

脳卒中では、生活習慣改善などとともに、とくに治療開始時間短縮化のための発症の気づきと適切な対処法の理解が不可欠だが、これまで若年層を対象とした啓発手法はなかった。そこで横田氏は、平成22年度から循環器病研究開発費「小中学生を対象とした脳卒中啓発手法の確立に関する研究(主任研究者=同センター副院長・峰松一夫)」で、京都精華大学マンガ学部と「FAST」を用いたポスター、マンガ冊子、アニメの教材を共同開発した。「FAST」とは、顔面麻痺(FACE)、片腕の麻痺(ARM)、言葉の障害(SPEECH)の徴候が1つでもあれば、「発症時刻(TIME)」を確認して救急車をすぐに要請しようというメッセージで、海外での啓発活動で使われている。脳卒中死亡率が高い栃木県の9つの公立中学生1,127人にこれらの教材を用い、研究スタッフ医師から講習を受けた脳卒中を専門としない医療関係者(公衆衛生医師、看護師など)による20分間の知識の解説等を実施。自宅に持ち帰り、保護者に伝えるよう指示した。

その結果、生徒のみならず、保護者においても脳卒中危険因子、脳卒中症状、脳卒中発症時の適切な対応に関する知識の向上が見られ、とくに「FAST」の理解、すなわち「顔面麻痺」「呂律困難」「片麻痺」の正答率が生徒90%以上、保護者80%以上と実施前と比較し有意に上昇した。

このような効果が見られ、適切な啓発教材を用いれば教師や救急隊員による啓発の可能性が示されたことから、今後は海外でも効果検証を行うという。

(記事提供=株式会社ライフ出版社)

